

佐賀市議会定例会議案説明

(令和2年11月27日)

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

*

*

まず、補正予算議案について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、制度改正に伴うもの又は緊急を要する経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第110号議案「一般会計補正予算（第9号）」は、補正額約8億9,600万円で、補正後の予算総額は、約1,314億6,600万円となっております。

以下、主な内容を御説明申し上げます。

まず、豪雨災害復旧経費であります。

- 令和2年7月豪雨等により被害を受けた農地、農業用施設、道路、河川などの復旧に要する経費を計上いたしております。
なお、早急に対応すべきものにつきましては、予備費で対応し、一日も早い復旧に向けて全力を挙げて取り組んでいるところであります。

次に、公共交通運行維持特別支援事業であります。

- この事業は、市民生活に必要な公共交通の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者数が激減した路線バス及びタクシーの運行事業者を支援するものであります。

また、公民館予約システム導入事業であります、

- この事業は、申請窓口における接触機会を減らし、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、市民の利便性の向上を図るため、公民館の利用に係る手続をオンライン化するためのシステムを整備するものであります。

以上、「一般会計補正予算（第9号）」の主なものを御説明いたしました。その財源といたしましては、それぞれ国・県支出金、市債等で措置し、繰入金により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部、特別会計及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

* * *

次に、条例議案について御説明申し上げます。

第116号議案「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館条例」は、佐野常民の遺徳の顕彰及び体験学習を通じた博愛精神の普及を図るとともに、明治日本の産業革命遺産及びその構成資産である史跡三重津海軍所跡の理解を増進するための拠点施設と

して、これまでの佐賀市佐野常民記念館を廃止し、新たに佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館を設置するものであります。

第117号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事院及び佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、期末手当の減額改定を行うものであります。

なお、この議案につきましては、期末手当の基準日である12月1日に施行する必要があるため、早期の議決をお願いするものであります。

第121号議案「佐賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例」は、地域振興に関連する市長部局の各施策等との更なる連携を図り、地域の拠点としての機能を強化するため、公民館の設置、管理及び廃止に関する事務を教育委員会から市長に移管するなど、公民館の管理及び運営の方法を見直すものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。